

第

1

章

計画の策定にあたって



1. 計画策定の背景と趣旨

○ こども家庭庁の創設とこども施策の推進

国においては、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を我が国社会の真ん中に据えて進めていくために、各府省庁に分かれていたこども政策に関する調整権限を一本化し、新たな司令塔として、令和5年（2023年）4月1日にこども家庭庁が創設されました。こども家庭庁創設と同日に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」の規定に則り、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が令和5年（2023年）12月に閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指しています。

○ 少子化の進行と対策

わが国では未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等さまざまな要因から少子化が進行しています。国では、仕事と子育ての両立支援などこどもを産み育てやすい環境づくりに向け、対策を進めてきました。平成15年（2003年）には次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」を制定し、同年には少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため「少子化社会対策基本法」を制定しました。

しかし、近年、合計特殊出生率の減少傾向が続き、国は、令和2年（2020年）5月に第4次となる「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、「希望出生率1.8」の実現に向け、少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針を示すとともに、令和2年（2020年）12月には「全世代型社会保障改革の方針」を策定し、総合的な少子化対策を示しました。

また、令和5年（2023年）6月には、次元の異なる少子化対策の実現に向け、「こども未来戦略方針」を閣議決定し、若年人口が急激に減少する令和12年（2030年）までが少子化の傾向を反転させるラストチャンスだとして、今後3年間を集中取組期間とし、若い世代の所得を増やすこと、社会全体の構造・意識を変えること、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念として掲げています。

○ 子ども・子育て支援新制度の創設と待機児童解消対策

平成22年（2010年）の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定に合わせて少子化社会対策会議の下に「子ども・子育て新システム検討会議」を発足、新たな子育て支援の制度の検討を進めました。こうして平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

1. 計画策定の背景と趣旨

法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートしました。

その後、平成28年（2016年）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により「仕事・子育て両立支援事業」が創設され、多様な就労形態に対応するため保育サービスの拡大等を実施することで、待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿確保に対応することになりました。

少子化に加えて核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくないことや、希望する保育所に預けられない等の待機児童が生じていること、共働き家庭が増加する一方で仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないこと等が問題となっています。

国では、平成30年（2018年）9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定、令和2年（2020年）12月に「新子育て安心プラン」、令和5年（2023年）12月に「放課後児童対策パッケージ」を公表し、保育所や放課後児童クラブ等の待機児童の解消と女性の就業率の上昇に対応できる社会を目指しています。

また、令和6年度（2024年度）末まで延長された「次世代育成支援対策推進法」が改正され、令和16年度（2034年度）末まで再延長されることにより、次世代育成支援対策の更なる推進・強化が図られています。

○ 幼児教育・保育の無償化等

令和元年（2019年）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の成立により、幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全てのこどもに質の高い幼児教育を保障するため、また、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から実施されています。

○ こどもの貧困対策

令和4年国民生活基礎調査によると、わが国では、令和3年（2021年）の「こどもの貧困率」（17歳以下）は11.5%となっています。

こどもの将来が家庭の経済状況等によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援等、さまざまな支援が求められています。国では、全てのこどもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、平成26年（2014年）8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。令和5年（2023年）12月に、「子供の貧困対策に関する大綱」を含む複数の大綱を一元化した「こども大綱」を策定し、これにより「子供の貧困対策に関する大綱」は廃止となりましたが、こどもの貧困対策は「こども大綱」に重要な施策として位置づけられています。また、こども大綱を踏まえて、令和6年（2024年）6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が公布されました。この改正により、こどもの貧困対策がより包括的かつ効果的に進められることが期待されています。



○ 児童虐待に対する取り組み

児童虐待については、こどもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、その防止については社会全体で取り組むべき重要な課題です。平成28年（2016年）以降、国は「児童福祉法」を累次改正し、こどもが権利の主体であることを明確化、また、児童虐待防止対策の抜本的な強化を推進しています。

○ 船橋市における取り組み

本市では、「船橋市次世代育成支援行動計画ふなばし・あいプラン」を策定し、平成17年度（2005年度）から次世代育成支援対策の推進を図ってきました。さらに、「子ども・子育て支援法」、延長された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）を計画期間とする「船橋市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とする「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた施策を推進してきました。本市では、待機児童の減少に成果を上げていますが、今後も保育需要の増加が見込まれることから、潜在的なニーズも含めた適切な育ちの環境を確保することが課題となっています。

また、第1期計画策定から10年が経過し、こども・子育て世帯の抱える課題は多様化しています。この間の社会情勢や国・県の動向を踏まえ、市民の新たなニーズを汲み取り、更なる施策を総合的に進めるため、「船橋市子ども・子育て支援事業計画」、「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「親子のしあわせ応援プロジェクト」を統合して、「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」（以下「本計画」という。）を策定します。これにより、こども・子育て世帯の多様な課題に総合的に取り組むことが可能となります。



2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第2条の基本理念を踏まえ、国が定める基本指針に即して策定するものです。また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定された「自立促進計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定された「市町村計画」としても位置づけられます。

子ども・子育て支援法

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第10条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第3項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

2. 計画の位置づけ

(2) 計画体系における位置づけ

本計画は、「船橋市総合計画」を最上位計画とすることも・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、福祉分野の上位計画として位置づけられている「船橋市地域福祉計画」や、「船橋市障害者施策に関する計画」「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」「船橋市教育振興基本計画」等の関連する個別計画と調和を保ち策定するものです。

年度									
令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
船橋市総合計画 基本構想 (H12～R3)		第3次船橋市総合計画 基本構想（R4～13）							
船橋市総合計画後期 基本計画 (H24～R3)		第3次船橋市総合計画 基本計画（R4～13）							
第3次船橋市 地域福祉計画 (H27～R3)		第4次船橋市地域福祉計画（R4～8）					【仮称】第5次船橋市 地域福祉計画		
第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (R2～6)					第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画 第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策につい ての計画 (R7～11)				
第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (R2～6)									
第3次船橋市障害者 施策に関する計画 (H27～R3)		第4次船橋市障害者施策に関する計画（R4～8）					【仮称】第5次船橋市障害者 施策に関する計画		
第5期船 橋市障害 福祉計画 及び第1 期船橋市 障害児福 祉計画 (H30～ R2)	第6期船橋市障害福祉計画及び 第2期船橋市障害児福祉計画 (R3～5)			第7期船橋市障害福祉計画及び 第3期船橋市障害児福祉計画 (R6～8)			【仮称】第8期船橋市障害福祉 計画及び第4期船橋市障害児 福祉計画（R9～11）		
船橋の教育 2020　―船橋市教育振興基本計画― 教育振興ビジョン（R2～11）									
船橋の教育 2020　―船橋市教育振興基本計画― 前期基本計画（R2～6）					船橋の教育 2020　―船橋市教育振興基本計画― 後期基本計画（R7～11）				

